

議案第74号

三朝町簡易水道等給水条例の一部改正について

次のとおり三朝町簡易水道等給水条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成10年6月19日

三朝町長 吉田 秀光

平成10年6月23日原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町簡易水道等給水条例の一部を改正する条例

三朝町簡易水道等給水条例（平成9年三朝町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条中「指定工事業者」を「指定給水装置工事事業者」に改める。

第8条第1項各号列記以外の部分中「次の合計額とする。」を「次の合計額に100分の105を乗じた額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（給水管及び給水用具の指定）

第8条の2 町長は、配水管への取付口から量水器までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 町長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取付ける工事及び当該取付口から量水器までの間の工事に関する工法、工期、その他工事上の条件を指示することができる。

第11条及び第12条を次のように改める。

第11条及び第12条 削除

第17条第1項第2号中「供用」を「共用」に改める。

第20条第2項第1号中「水道使用者等」を「水道の利用者」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 代表者に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。

第24条中「水道使用者等」を「水道の利用者」に改め、同条に次の1項を加える。

2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

第28条第1号中「やめたときは、基本料金の2分の1の額」を「やめた場合、使用水量が基本水量の2分の1以下のときは、基本料金の2分の1の額」に、「その超えた水量に対する超過金額の額を合わせて算定する。」を「1か月分として算定した金額とする。」に改め、同条第4号中「開始したときは、基本料金の2分の1の額」を「開始した場合、使用水量が基本水量の2分の1以下のときは、基本料金の2分の1の額」に、「その超えた水量に対する超過金額の額を合わせて算定する。」を「1か月分として算定した金額とする。」に改める。

第29条中「水道使用者等」を「水道の利用者」に改める。

第30条中「指定工事業業者」を「指定給水装置工事業者」に、「1件につき150円」を「1口につき500円」に改める。

第33条中「第366号」を「第336号」に、「給水を拒むことができる。」を「その者の給水を拒み、又はその者が給水装置の基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。」に改める。

第34条第4号を削る。

第36条中「1万円」を「5万円」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(料金を免れた者に対する過料)

第36条の2 町長は、詐欺その他不正の行為によって第25条の料金、又は第30条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科することができる。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。